

[論文]

中世の支配者図像における冠 －ザーリア朝の国王・皇帝図より－

Die Kronen in den Bildern der salischen Kaiser und Könige

田中圭子
Tanaka Keiko

1 はじめに

ザクセン家の皇帝ハインリヒ2世が1024年に嗣子を残さず他界した後、その後継者として国王に選出されたのは、女系を通じてオットー大帝の血統を受け継いでいたコンラート2世であった。さらにその息子ハインリヒ3世、孫ハインリヒ4世、曾孫ハインリヒ5世と4代にわたり帝位を占めることとなった一族は、ザーリア一家と呼ばれている。本稿は、この王朝の時代、すなわちコンラート2世が登極した1024年から皇帝ハインリヒ5世が没する1125年までの1世紀余における、帝国首長の冠についての検討を試みようとするものである。支配権を可視化して表すし、すなわち権標の中でも、とりわけ大きな重要性をもつと考えられる冠が、支配者図像においていかに表されてきたか、その歴史的変遷を、冠の形態による分類を基礎として整理・検討することを通じて明らかにし、帝国における支配者イメージ、さらに王権・帝権に関する観念の継続性と変容について、その一端を知る手がかりとしたい。

ザーリア朝期に先立つ、カロリング家およびザクセン家の時代、すなわち9世紀から11世紀初頭の冠については、前稿においてすでに取り扱ったが⁽¹⁾、その結果、図像表現においては、古代世界から継承された月桂冠やディアデーマ（額に巻き、後頭部で結んで垂らした帶）に代わり、後者の発展形ともいえる冠が次第に最有力な権標として扱われるようになる過程が観察された。だが冠の形態はすべて一様であったわけではなく、カロリング期には、権標研究において百合冠 (Lilienkrone. 百合の花弁を思わせる装飾の付いた冠)、ビューゲル冠 (Bügelkrone. 頭上にアーチの付いた冠、ビューゲルはドイツ語でアーチを表す) と分類される形式の冠が、ザクセン期には切妻冠 (Giebelkrone) と呼ばれる、額の上を頂点として屋根型に折れ曲がる形状の冠が登場した。図像における権標の更新は、両王朝の帝位獲得を機になされたともいわれるが、その後の世代を通じて特定の冠が帝権の象徴として優先的に使用されていたわけではなく、つねに数種類の冠が並存ないし競合状態にあったといえる。

このような冠の用法の変遷を、さらにザーリア朝時代から後期中世に至るまでの期間においても解明し⁽²⁾、各々の冠がもちえた象徴的意義について、帝国を中心とした政治・思想状況との関連の中で把握することが次なる課題であるが、さしあたり本稿では、ザーリア朝時代に関する検討をすすめることを目的とした。

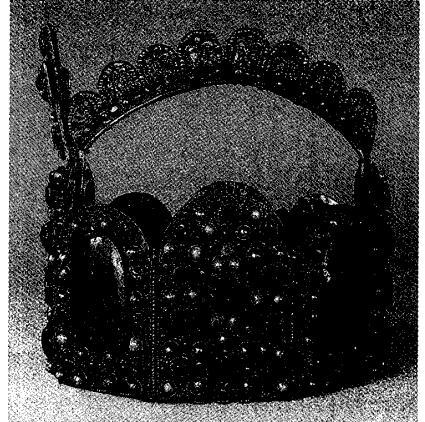
まず、ザーリア一期に使用ないし制作された冠のうち現存するものが検討の対象となるが、数量的にこれらをはるかに上回っているのは図像史料である。ここでは、主として硬貨と絵画、とくに写本画や壁画に表された国王・皇帝図を取り上げて整理・分析を実施し⁽³⁾、最後に小括を行うこととする。

2 「帝国の冠」と皇帝副葬品の冠

ザーリア一家の国王・皇帝によって着用された冠のうち、現存する例は、19世紀に至るまで神聖ローマ皇帝の権標とみなされ続けた「帝国の冠」(Reichskrone)⁽⁴⁾のみであると考えられている。これに加え、本節では、皇帝墓所で副葬品として発見された冠についても触れることとする。

「帝国の冠」は、8枚のプレートを連ねた環、頭頂を前後方向にまたぐアーチ、額の上部に付けられた十字架から構成されている。冠の本体をなす環状部については、その成立時期に関して様々な説が提出されているが⁽⁵⁾、"CHVONRADVS DEI GRATIA ROMANORVM IMPERATOR AVG(VSTVS)"（「神の恩寵によりローマ人の皇帝にして尊厳なる者コンラート」）という文字が両側面に真珠で象られているアーチと（図1）、これと同様の様式・技法で制作された十字架に関しては、1027年に皇帝として戴冠されたコンラート2世の時代に帰するのが、研究史上的定説である⁽⁶⁾。アーチは平たい帯状ではなく、垂直に立った形状に作られているが、類似のアーチを備えたビューゲル冠の例は、オットー1世を表した10世紀後半の象牙浮き彫りにみられる⁽⁷⁾。コンラート2世は、多くの点においてザクセン朝の政策を継承したとみなされているが、権標として用いられる冠に関しても、その形態を引き継ぎつつ、新たな皇帝としての自らの名と強く結合する操作を行ったといえるだろう⁽⁸⁾。また、冠への十字架の付加についても、ザクセン朝時代に若干の前例が存在する⁽⁹⁾。それらは帝国首長自身が用いた冠ではなかったが、その形態を国王・皇帝の権標に適用した事例が「帝国の冠」であったといえよう⁽¹⁰⁾。

コンラート2世は、1030年頃にシュパイア大聖堂を創建し、ここにザーリア一家の歴代皇帝が葬られることになった。皇帝家の墓所を一ヵ所に定めるということは、カロリング期やザクセン期にはみられなかつた慣行であり、ザーリア一家の家門意識を明確に表明したものとみなされている⁽¹¹⁾。そして、1900年に行われた皇帝墓所の調査の結果、コンラート2世とその後ギゼラ、ハインリヒ3世、同4世は、冠などの権標を象った副葬品とともに葬られていることが明らかになった。それらは銅板製の簡素なものであるが、実際の冠の形態をある程度写し取っていると考えられる。具体的には、コンラート2世夫妻の冠は十字架と三つの百合飾りを付けた百合冠、ハインリヒ3世のそれは四つの百合飾りを伴う百合冠、ハインリヒ4世のそれは四つの百合飾りと前後方向の平たい一重アーチを伴うビューゲル冠である（図2）⁽¹²⁾。中世西欧において、このような冠を副葬品とした例は、こ



（図1）「帝国の冠」（側面）

れ以前にはみられない¹³。これらの冠は、地上の世界の支配者の地位を示す不滅のしるしとして用いられているといわれるが¹⁴、ここでは、そのような重要なシンボルが、百合冠もしくはビューゲル冠の形をとっていたことに注意を向けておきたい。



3 国王・皇帝図における冠

(図2) ハインリヒ4世の副葬冠

(1) 硬貨

本節では、国王・皇帝の名や称号とともに硬貨に表された図像を史料として扱う¹⁵。現存する硬貨に関する特徴的であるのは、ザーリア一期前半のコンラート2世、ハインリヒ3世が発行した硬貨に比べて、後半のハインリヒ4世、5世時代、特に11世紀末以降の硬貨は、数量が大幅に少ないということである。その理由として、造幣権が国王から諸侯、とりわけ聖界諸侯に対して認められる傾向が進展したことを指摘しうる。帝国内において、ザーリア一家が造幣を行った場所はのべ42であり、これは帝国全体に存在した貨幣鑄造所の約3分の1といわれている。中でも中心的な役割を果たしたのは、オットー3世時代から稼働しているドルトムント、コンラート2世が創設したデュイスブルク、ハインリヒ3世が新設したゴスラーなどであった。これらの鑄造所では、ザーリア一期を通じて国王貨・皇帝貨が発行され続け、まさに彼らの統治における支柱のひとつであった¹⁶。

さて、硬貨に表された支配者図像では、その大部分において冠が描かれているが、皇帝コンラート2世の名を伴う硬貨の中にはディアデーマが用いられた例も若干みられる。それらは、カロリング期・ザクセン期を通じて現れる、月桂冠ないしディアデーマを戴いた支配者の横顔という図像タイプを引き継いだ表現である¹⁷。しかし、ディアデーマはハインリヒ3世以降の硬貨にはみられなくなり、権標としては完全に冠に取って代わられたといえる。

また、硬貨に用いられている冠の形態をみると、ビューゲル冠¹⁸や切妻冠のほか、三角形の突起状の飾りを鋸の歯のように並べた鋸歯冠 (Zackenkrone) のような形式なども現れ、多様化がすすんでいる。ただし、ザーリア一期時代を通じて継続的に使用されているのは、現存する硬貨をみる限りビューゲル冠と切妻冠のみであり、いずれかが用いられた例は数量的にも他を上回る傾向にある。両者が用いられる頻度は、コンラート2世、ハインリヒ3世の時代には大差なかったといえるが¹⁹、ハインリヒ4世時代にはビューゲル冠が明らかに優勢となるに至った²⁰。これはおそらく、デュイスブルクやドルトムントの鑄造所でコンラート2世時代から用いられていた図像タイプ、つまり支配者の頭部を正面から描き、ビューゲル冠を用いた構図の硬貨が²¹、それ以外の鑄造所でも作られるようになったためと考えられる。とくに、切妻冠を表した図像を用いていたゴスラーおよびその影響の及ぶいくつかの鑄造所において、ハインリヒ4世治下にビューゲル冠図像への切り替えが起きたと指摘されている(図3・4)²²。図像変更の理由は詳らかではないが、これによりザーリ

アーレの主要な3つの貨幣鋳造所で発行される硬貨において、ほぼ統一的にビューゲル冠が使用されることとなり、この形式の冠を国王・皇帝のイメージと強く結び付ける作用がある程度及ぼしたのではないかと推測される。

なお、ハインリヒ5世時代には、再びビューゲル冠を表した硬貨の例が減少しているが²³、この時期に全般的に硬貨の流通が低下し、現存する遺品の数も少ないことを考慮すると、これをただちにこの時期の特徴と断じることは難しい。但し、少數ではあるが、ハインリヒ5世の硬貨の中に、支配者を騎馬の姿で描いたものなど、それまでにない新たなタイプの図像が登場したことは付言しておきたい²⁴。

(2) 写本画・壁画

ここでは、コンラート2世からハインリヒ5世までの国王・皇帝を描いた同時代の絵画、とりわけ写本画と壁画のうち、彼ら自身の注文によって、もしくは彼らに献呈するために制作された作例を中心に、おおよその成立年代順に6点を取り上げる。それらの図のうちには、ザーリア一家周辺における支配者イメージがよりよく表現されていると考えられるためである。

第一の例としてあげられるのは、ビューゲル冠を戴いた皇帝コンラート2世の立像を含む、アクイレイア大聖堂アプシスのフレスコ画である（1031年頃制作）²⁵。この壁画の中央には聖母子、その両脇にはヴェネツィアとアクイレイアに関係する聖人たちが表されているが、彼らの間に、一回り小さく描かれたコンラート2世と后ギゼラ、息子ハインリヒの像が挿入されているのである。このような壁画が制作されたのは、聖なる存在の近くにある皇帝のイメージを表現するとともに、ザーリア一家出身者として初めて帝位についたコンラートの後継者を示し、王朝の存続をアピールするためであったと考えられる²⁶。

第二の例は、エヒテルナハ修道院で作られた「ハインリヒ3世の典礼用福音書抄本」中のハインリヒ3世像2点である（1039年～1043年制作）²⁷。一方は教会で聖職者たちに迎えられる国王、一方は修道院長の差し出す請願書を玉座で受け取る国王の図であり、いずれにおいても半円形のアーチを備えたビューゲル冠を戴いている。なお、この写本は、エヒテルナハ修道院長フンベルトが、請願に対する支持を得るために国王に献呈したものとみられている²⁸。

第三は、ハインリヒ3世の注文によりエヒテルナハ修道院で作られた「シュパイアーの黄金写本」である（1043年～1046年制作）²⁹。シュパイアード大聖堂に献じられたこの書物には、1039年に没したコンラート2世を、天上の世界にあるキリストの足下に跪く姿で妻ギゼラとともに表した図（図5）、およびハインリヒ3世自身が、地上の聖堂を背景に、后アグネスとともに聖母マリアの前で身をかがめ、書物を献呈する姿を描いた図が含まれている（図6）³⁰。ここで用いられている冠は形態上切妻冠に分類しうるであろうが、三角屋根



（図3）ハインリヒ3世の皇帝貨



（図4）ハインリヒ4世の皇帝貨

状の部分がアーチをなしているとも見え、また三弁の百合のモティーフが変化したような装飾も付けられた、複合的な形式である。存命中の国王を聖堂建築とともに描いた後者の図では、前者に比べ地上的要素が勝っているが、いずれもキリストや聖母の加護を受けた特別な存在として支配者を表そうとする図像といえ、そこにハインリヒ3世自身の君主としての自己理解を窺うことができる。

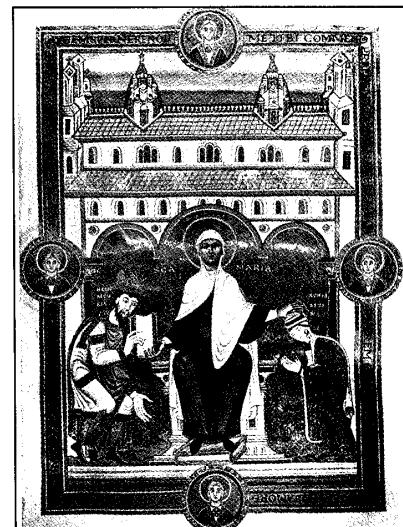
第四は、やはりハインリヒ3世の依頼によりエヒテルナハ修道院で制作され、ゴスラーの聖堂に寄進された「ゴスラーの福音書」(「皇帝写本」)の中の2点の図である(1050年～1056年制作)³³⁾。一方の図では、世界支配者としてのキリストが、身を起こし頭だけをわずかにかがめたハインリヒ3世夫妻に冠を授けており、キリストがビューゲル冠のアーチ状部分に触れて祝福を与えていているともみえる(図7)。ザーリア朝期における支配権の神的起源および聖性の表現の頂点をなすものと位置づけられる図像である³⁴⁾。また、聖堂の守護聖人に書物を手渡す皇帝を描いた献呈図では、大小3つのアーチを備えたビューゲル冠が用いられている。

次いで、ライヒェナウ修道院で成立した「福音書」の献呈図をあげておく(11世紀半ば制作)³⁵⁾。図中でビューゲル冠を戴いて玉座に着き、書物を受け取っている人物に関しては、ハインリヒ3世あるいは4世とされ、見解の一致をみていない。この写本の注文主は未詳であり、写本自体も未完成であるため実際にハインリヒに献呈されることはなかったと考えられている³⁶⁾。先述した「ハインリヒ3世の典礼用福音書抄本」同様、支配者図像にキリストのような超越的な存在を交えず、完全に地上的な場面として描写しているのは、ザーリア家の依頼による作品ではないためであろう。

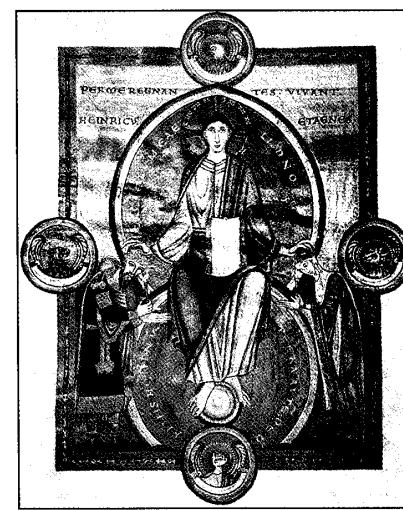
最後に、ハインリヒ5世がザンクト・エンメラム修道院のためにレーゲンスブルクで作らせたとされる「ハインリヒ5世の福音書」を取り上げる(1106年～1111年制作)³⁷⁾。この書物は国王の依頼により制作されたにもかかわらず、支配権の神的起源を想起させる表現は含まれなくなつており、そこから、ハインリヒ4世時代に始まった叙任権闘争を経て、国王・皇帝としての自己理解のありようも変容したことが窺われる。ここではむしろ、写本冒頭の切妻冠を戴き玉座に座すハインリヒ5世像の後に、ハインリヒ4世



(図5) キリストとコンラート2世夫妻
(「シュバイアーの黄金写本」) より



(図6) 聖母マリアとハインリヒ3世夫妻
(「シュバイアーの黄金写本」) より



(図7) キリストとハインリヒ3世夫妻
(「ゴスラーの福音書」) より

を中心にその息子ハインリヒ5世およびコンラートを並べて描いた図を置くことで(図8)³⁰、王朝の断絶なき継続性と、ハインリヒの王権の正統性を示すことが目論まれていたといえる³¹。ハインリヒ5世は同名の父に対して反乱を起こし、帝国権標の引き渡しを強制したうえで王国会議において自らの王権を認めさせたのであるが、このような経緯を振り返ると、父帝を中心とした図像をあえて取り入れた意図は明らかであろう。

そこでは、切妻冠のほか、鳥の飾りを載せた宝珠、十字架と球体を先端に付けた笏といった特徴的な形状の権標が、父子ともに共通して用いられ、同じ家系への帰属を強調する役割を果たしている³²。

以上の諸例からは、次のようなことが見て取られる。まず、「シュパイアーの黄金写本」及び「ゴスラーの福音書」中のキリストによる戴冠の図が示しているように、冠は、超越



(図8) ハインリヒ5世、ハインリヒ4世、コンラートの像
(部分、「ハインリヒ5世の福音書」より)

的な存在に触れられ聖性を付与される対象として、権標の中でも特別な地位を占めていたといえる。ザーリア一期には、支配者図像における聖性表現は後退していくが、その一方で王朝としての継続性は強調され続け、「ハインリヒ5世の福音書」にみられる通り、支配権の継承を視覚的に表す役割を権標が果たしている場合もある。しかし、いずれの場合においても冠の形状は同一ではなく、タイプ別に分類してみるとビューゲル冠や切妻冠などが併存している状況である。また、図像に表された帝国首長の地位は国王ないし皇帝ということになるが、例えばビューゲル冠はいずれに対しても用いられているため、ザーリア一期には、両者の違いがつねに冠の相違として表されることとはなかったといえよう。

4 おわりに

本稿の結びとして、上に言及した史料に基づき、ザーリア一期に用いられた冠について概説を行いたい。

まず、コンラート2世時代までにディアデーマはほぼ消滅し、支配者の頭上を飾る権標としての役割は、冠が独占することとなった。「帝国の冠」の十字架、あるいはキリストによる戴冠を描いた写本画が示すように、冠は神に由来する支配権に備わった聖性をも表し得る象徴であった。また、そのような側面を強調した表現が行われない場合でも、つねに冠は地上の支配権を可視化するしとして用いられ続けた。

ただし図像に表された冠の形態は多様であり、例えば「帝国の冠」と同一視できるような冠がつねに描かれているわけではない。だが、ザーリア一家の皇帝4代の治世を通じて図像表現に登場した冠のうち、多数を占めたのはビューゲル冠と切妻冠であったのであり、

ザクセン朝期からの両者の並存状況はなお続いていたといえる。ハインリヒ4世時代には、硬貨におけるビューゲル冠の使用の増加が観察されるが、ハインリヒ5世時代には、写本画の例が示すように、むしろ切妻冠が選択されているのであり、そこに彼らの政治的対立の影響を看取することも可能なではないだろうか。あるいはまた、ハインリヒ5世時代における図像タイプの更新は、叙任権闘争による混乱で王権・帝権が蒙った権力と権威における損失に直面して、支配者イメージを新規に構築する必要性があったから、とも推測される。いずれにせよ、権標を伴う支配者イメージの継続と変容に関しては、ザーリア一家の君主たちの政策との関連の中で、さらに綿密に検討してゆく必要があるであろうし、後続するシュタウフェン朝の時代、さらに中世末期に至るまでの長期的な展開の中での把握も試みられねばならない。以上のような展望と課題をもって、いたん擱筆することとした。

注釈

- (1)拙稿「中世の支配者図像における冠－カロリング朝およびザクセン朝の国王・皇帝図より－」、『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』44巻、2006年、97～104頁（以後、「中世の支配者図像における冠」と略記する）。
- (2)15・16世紀における冠の用法については、次の小論においてすでに取り上げた。拙稿「王権・帝権の象徴としての冠－15・16世紀神聖ローマ帝国の事例より－」、『西洋史学論集』43号、2005年、39～55頁。
- (3)本稿では、以下の図像集成および展覧会カタログ所収の史料に関して分析を行う。Percy Ernst Schramm / Florentine Mütherich, *Denkmale der deutschen Könige und Kaiser. Ein Beitrag zur Herrschergeschichte von Karl dem Großen bis Friedrich II. 768-1250*, München, 1962（以後、*Denkmale*と略記する）；Percy Ernst Schramm, *Die deutschen Kaiser und Könige in Bildern ihrer Zeit 751-1190*, hrsg. v. Florentine Mütherich, Neuaufl., München, 1983（以後、*Die deutschen Kaiser und Könige*と略記する）；*Das Reich der Salier 1024-1125. Katalog zur Ausstellung des Landes Rheinland-Pfalz*, Sigmaringen, 1992（以後、*Das Reich der Salier*と略記する）。印章（Siegel）、金属印章（Bulle）の支配者図像にも冠が表されているが、それらの分析を行うには、前後の時代に由来する図像史料との比較を要すると判断されたため、本稿では取り上げなかった。
- (4)ウィーン、王宮宝物庫所蔵。
- (5)「帝国の冠」成立時期をめぐる諸研究の簡潔な見取り図を与えてくれるのは、Franz-Reiner Erkens, *Herrschersakralität im Mittelalter. Von den Anfängen bis zum Investiturstreit*, Stuttgart, 2006, S.254。
- (6)「帝国の冠」そのものの制作時期をさらに遅らせ、12世紀半ばのコンラート3世時代と想定する見方もある。Hans Martin Schaller, "Die Wiener Reichskrone - entstanden unter König Konrad III.", in: *Die Reichskleinodien. Herrschaftszeichen des Heiligen Römischen Reiches*, Göppingen, 1997, S.58-105.

- (7) 「中世の支配者図像における冠」、100 頁、図 7 参照。
- (8) コンラートの名が入ったアーチ以前に「帝国の冠」に付けられていたものも、同様の直立アーチであったとする推測については、同上、103 頁、註 31 参照。
- (9) オットー 3 世時代に由来するとされる、ヴェルチェッリ大聖堂の磔刑像に用いられた冠など。なお、皇帝のかぶりものに十字架を付ける伝統は、コンスタンティヌス大帝にまでさかのぼるといわれる。Percy Ernst Schramm, *Herrschaftszeichen und Staatssymbolik*, Bd.2, Stuttgart, 1955 (以後、*Herrschaftszeichen* と略記する), S.628f.
- (10) 「聖なる槍」などキリストに関する聖遺物を納めるため「帝国の十字架」を作らせたのもコンラート 2 世である。この十字架も「帝国権標」に属するものとして扱われている。
- (11) *Das Reich der Salier*, S.288; Stefan Weinfurter, "Herrschaftslegitimation und Königsautorität im Wandel: Die Salier und ihr Dom zu Speyer", in: *Die Salier und das Reich*, Bd.1, hrsg. v. Stefan Weinfurter, Sigmaringen, 2.Aufl., 1992, S.55-96.
- (12) シュパイアー、大聖堂・司教区博物館所蔵。Denkmale, Nr.149, 150, 158, 165, S.171f., 174f., 177; *Das Reich der Salier*, S.288-300. ハインリヒ 5 世の墓は、1689 年にフランス軍による略奪を受けたため、副葬品はほとんど残されていない。
- (13) *Herrschaftszeichen*, Bd.2, S.631.
- (14) Joachim Ott, *Krone und Krönung. Die Verheißung und Verleihung von Kronen in der Kunst von der Spätantike bis um 1200 und die geistige Auslegung der Krone*, Mainz, 1998, S.190f.; Erkens, op.cit., S.169f.
- (15) ここでは、主に *Die deutschen Kaiser und Könige* に収録された支配者図像を伴う硬貨を分析の対象とする。
- (16) ザーリア王権と貨幣については、Bernd Kluge, *Deutsche Münzgeschichte von der späten Karolingerzeit bis zum Ende der Salier*, Sigmaringen, 1991, S.40-63; *Das Reich der Salier*, S.229-242.
- (17) ディアデーマを用いたコンラート 2 世の皇帝貨 9 例。*Die deutschen Kaiser und Könige*, Nr.139.7, 139.9, 139.13, 139.17. ごく少数ながら、月桂冠を用いた例も存在する。コンラート 2 世の皇帝貨 1 例。Ibid., Nr.139.10.
- (18) 硬貨に表されるビューゲル冠には、アーチを一つ付けた一重ビューゲル冠、小さな二つのアーチを並べて描いた二重ビューゲル冠、例は少ないが、小さな三つのアーチを並べた三重ビューゲル冠などがあるが、ここでは分類の便宜のため、それらを一括してビューゲル冠として扱う。実際に遺物として残されている二重ビューゲル冠は、二つのアーチが頭頂で直交しており、その形態は絵画表現においては厳密には再現されていないが、概念的に同様のアーチを表しているものと考える。
- (19) ビューゲル冠を用いたコンラート 2 世の皇帝貨 6 例。Ibid., Nr.139.16, 139.22-24a-b, 139.25. 切妻冠を用いた国王貨 2 例、皇帝貨 4 例。Ibid., Nr.139.1-2, 139.14, 139.20, 139.27-28. ビューゲル冠を用いたハインリヒ 3 世の国王貨 4 例、皇帝貨 8 例。Ibid., Nr.154.4, 154.5a-b, 154.6, 154.17, 154.19, 154.20a-e, 154.21. 切妻冠を用いた国王貨 7 例、皇帝貨 9 例。Ibid., Nr.154.10a-d, 154.11-12, 154.14, 154.22, 154.24-27a-c, 154.28-29.

- (20) ビューゲル冠を用いたハインリヒ4世の国王貨7例、皇帝貨38例。*Ibid.*, Nr.171.1-19, 171.27-29, 171.35-36, 171.42-43, 171.45-51, 171.55-56, 171.58-59, 171.64, 171.68-69, 171.73, 171.80. 切妻冠を用いた皇帝貨31例。*Ibid.*, Nr.171.20-26, 171.30-34, 171.37, 171.44, 171.53, 171.62, 171.67, 171.70-72, 171.74-77, 171.79.
- (21) コンラート2世時代の例は、*ibid.*, Nr.139.23-24; Kluge, *op.cit.*, Nr.91-93, S.154f.
- (22) *Ibid.*, S.58.
- (23) ビューゲル冠を用いたハインリヒ5世の硬貨8例。Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.182.5-10, 182.20, 182.26. 切妻冠を用いた硬貨11例。*Ibid.*, Nr.182.4, 182.12-19, 182.21. なお、現存するハインリヒ5世時代の硬貨には、発行者の名や称号が入っていないもの、文字の判読が難しいものがかなり含まれるため、国王貨・皇帝貨の違いは示していない。
- (24) *Ibid.*, Nr.182.9-11. うち2例はビューゲル冠を伴う。
- (25) *Ibid.*, Nr.142, S.226. この図では、ビューゲル冠の下にさらに別のかぶりものが見られるが、これは皇帝戴冠の儀礼で用いられるミトラとみなされている。Eduard Eichmann, *Die Kaiserkrönung im Abendland*, Bd.2, Würzburg, 1942, S.146.
- (26) Karl Schmid, "Zum Haus- und Herrschaftsverständnis der Salier", in: *Die Salier und das Reich*, Bd.1, hrsg. v. Stefan Weinfurter, Sigmaringen, 2.Aufl., 1992, S.26ff.
- (27) ブレーメン州立大学図書館所蔵。Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.156, S.232; Denkmale, Nr.153, S.173, 486; Das Reich der Salier, S.298f., 301. 国立西洋美術館編『西洋の美術 その空間表現の流れ』読売新聞社、1987年、106～107頁。ハインリヒ3世の教会への入場は第3葉（裏）、玉座のハインリヒ3世の図は第125葉（表）。
- (28) *Das Reich der Salier*, S.301.
- (29) エル・エスコリアール図書館所蔵。Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.143, 157, S.227, 232f.; Denkmale, Nr.154, S.173, 486.
- (30) コンラート2世夫妻の図は第2葉（裏）、ハインリヒ3世夫妻の図は第3葉（表）。
- (31) ウプサラ大学図書館所蔵。Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.158, S.233; Denkmale, Nr.155, S.174, 486; Das Reich der Salier, S.252-254. ハインリヒ3世夫妻の図は第3葉（裏）、献呈図は第4葉（表）。
- (32) Vgl. Erkens, *op.cit.*, S.172-189.
- (33) ベルリン、州立プロイセン文化財美術館、版画素描館所蔵。Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.159, S.233f.; Denkmale, Nr.157, S.174, 486; Das Reich der Salier, S.301, 303f.
- (34) *Ibid.*, S.301, 304. 玉座のハインリヒの図は第1葉（裏）。
- (35) クラクフ大聖堂参事会図書館所蔵。Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.173, 183, S.244, 249f.; Denkmale, Nr.165, S.487; Das Reich der Salier, S.306f.
- (36) 玉座のハインリヒ5世の図は第1葉（表）、ハインリヒ4世と二人の息子の図は第2葉（裏）。前者の図のハインリヒ5世への同定に関しては、Die deutschen Kaiser und Könige, Nr.183, S.249f.; Das Reich der Salier, S.306.
- (37) *Ibid.* Vgl. Schmid, *op.cit.*, S.37ff.
- (38) 切妻冠を描いたザーリア一朝時代の写本画としては、このほかに「プリュムの黄金の書」

中のコンラート2世以下4代にわたる皇帝夫妻の像がある。*Die deutschen Kaiser und Könige*, Nr.185, S.250f. ザーリア一家の王朝意識と権標の図像表現に関しては、エッケハルト・フォン・アウラの「年代記」挿図も重要であるが、ハインリヒ5世没後に成立したものも含め、複数の稿本の検討を行うことが必要であろうと考えられるため、ここでは扱わない。なおそれらの図において描かれている冠は、環状冠（Reifenkrone）および鋸歯冠の形状をとっている。

図版出典

- (図1) Gunther G. Wolf, *Die Wiener Reichskrone*, Wien, 1995.
- (図2) *Das Reich der Salier 1024-1125. Katalog zur Ausstellung des Landes Rheinland-Pfalz*, Sigmaringen, 1992.
- (図3～8) Percy Ernst Schramm, *Die deutschen Kaiser und Könige in Bildern ihrer Zeit 751-1190*, hrsg. v. Florentine Mütherich, Neuaufl., München, 1983.